

京都市告示第173号

平成23年4月1日京都市告示第56号（京都市消防団員等公務災害等補償条例に基づく医療機関の指定）の一部を次のように改め、平成30年7月1日から施行します。

平成30年6月29日

京都市長 門川 大作

題名を次のように改めます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第4条第2項に基づく医療機関の指定

制定文中「京都市消防団員等公務災害等補償条例第7条第2項」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第4条第2項」に改めます。

（消防局総務部消防団課）